

第9回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

平成16年11月2日(火)

瀬戸内海漁業調整事務所

第 9 回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1 . 日 時

平成 16 年 11 月 2 日 (火) 14 時 00 分

2 . 場 所

神戸市中央区中山手通 7 丁目 3-18
ペアーレ神戸 3 階「ペアーレホール」

3 . 出席者氏名

出席委員

小橋 保智 / 川本 信義 / 丸一 芳訓 / 山根 勝法
岡本 彰 / 高橋 昭 / 前田 健二 / 高野 亘孝
藤本 昭夫 / 坂井 淳 / 荒井 修亮 / 三本菅善昭
以上 12 名

臨席者

水産庁 資源管理部 管理課	課長	武田真甲子
	課長補佐	大橋 貴則
	TAE班計画係長	加藤 健二
沿岸沖合課	許可係長	永田 祥久
増殖推進部 漁場資源課	漁海況係長	笠原 光仁
独立行政法人水産総合研究センター		
本部	研究開発官	本多 仁
瀬戸内海区水産研究所	生産環境部長	時村 宗春
屋島栽培漁業センター	場長	岩本 明雄
伯方島栽培漁業センター	場長	山崎 哲男
九州漁業調整事務所	沿岸第二係長	高松 貴志
瀬戸内海漁業調整事務所	所長	國府 恒郎
	調整課長	大田 浩二
	資源課長	森田 安雄
	指導課長	森 春雄
	資源保護管理指導官	櫻林 正夫
	資源管理計画官	平松 大介
	調整係長	生駒 潔
	資源管理係長	今泉 寛典
	漁場整備係長	田中 健治
	調整係	福島 秀悟
和歌山海区漁業調整委員会	事務局長	中筋 孝
	技師	御所 豊穂
大阪海区漁業調整委員会	書記長	白樫 正男
大阪府環境農林水産部水産課	課長補佐	森 政次
	〃	北出 弘
兵庫県農林水産部農林水産局水産課	課長補佐	岡村 武司
	課長補佐	三木 宗和
	主査	山下 正晶
	主査	中西 寛文
岡山海区漁業調整委員会	事務局次長	池田 善平
岡山県農林水産部水産課	総括副参事	田中 丈裕
広島海区漁業調整委員会	事務局長	平本 義春
広島県農林水産部漁業調整室	主任技師	武田 高明
山口県水産部漁政課	主任	鑪 篤志
徳島海区漁業調整委員会	事務局長	吉川 真澄
徳島県農林水産部水産課漁業調整室	技術室長補佐	船越 進
徳島県農林水産部水産課	技師	嶋村 一郎
香川海区漁業調整委員会	事務局副主幹	菊地 博史
香川県農政水産部水産課	主査	高砂 敬
愛媛県農林水産部水産局水産課	課長	鶴井 啓司
	栽培漁業係長	武智 昭彦
福岡県豊前海区漁業調整委員会	事務主査	宮本 佳明

4 . 議題

- 1 . 周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画（案）について
- 2 . さわら瀬戸内海系群資源回復計画の進行管理について
- 3 . 資源回復計画候補魚種の検討状況について
- 4 . 平成 17 年度資源管理関係予算概算要求について
- 5 . その他

5 . 議事の内容

(14 時 00 分開会)

(大田調整課長)

ただ今から、第 9 回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。奥野委員、折見委員が事情やむを得ず欠席をされておりますが、定数の過半数を超える委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第 114 条で準用いたします第 101 条に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

次に、開催に先立ちまして、委員及び事務局の交代についてお知らせします。8 月に行われた海区漁業調整委員の改選に伴い、兵庫県の中村委員、岡山県の西川委員、徳島県の鍋島委員、福岡県の今津委員が海区委員を辞職され、漁業法第 114 条で準用いたします第 108 条に基づき本委員会の委員も辞職されたため、兵庫県からは丸一委員、岡山県からは奥野委員、徳島県からは岡本委員、福岡県からは高野委員が本委員会の委員に選出されております。また、和歌山県の嶋委員におかれましては、漁業法第 114 条で準用する第 96 条に定める事由により瀬戸内海広域漁業調整委員を辞任され、後任には小橋委員が選出されております。以上、委員の交代についてお知らせいたします。

次に、本委員会事務局であります瀬戸内海広域漁業調整事務所では、平成 16 年 4 月 1 日付けで人事異動により所長及び資源課長が交代し、國府所長及び森田資源課長が新たに着任しておりますことをお知らせいたします。

(國府所長)

國府でございます。よろしく申し上げます。

(森田資源課長)

森田でございます。よろしく申し上げます。

(大田調整課長)

それでは藤本会長、議事進行をよろしく願いいたします。

(藤本会長挨拶)

(藤本会長)

それでは一言ご挨拶を申し上げます。各委員の皆様には、何かとご多忙の中、本日は第 9 回瀬戸内海広域漁業調整委員会にご出席を賜りありがとうございます。また、水産庁管理課の武田課長をはじめ、ご来賓ならびに関係の皆様には、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございました。

本日のこの委員会の案件といたしましては、「周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画(案)について」それと「さわら瀬戸内海系群資源回復計画の進行管理

について」等を予定しております。周防灘の計画につきましては、山口・福岡・大分の周防灘 3 県連合海区漁業調整委員会において検討を進めてまいったところでございますが、このたび、計画案として取りまとめが完了し、本委員会での審議を行う運びとなりました。サワラに続く瀬戸内海で 2 番目の資源回復計画として、よりよいものとなりますよう、委員の皆様のご活発なご審議をお願いいたします。

この周防灘の計画は、サワラ計画が単一魚種を瀬戸内海全体での取組みによって回復させようとするものであるのに対しまして、限定された海域におきまして、小型機船底びき網で漁獲される複数の魚種を対象として回復を図るものであります。どちらの計画も限られた資源を多数の漁業者が分け合わねばならない瀬戸内海の漁業にとって、今後の資源管理のあり方を示す画期的な計画であります。

これらの計画を着実に実施し、成功へと導くことができますよう、委員の皆様方にもさらなるご尽力をお願いして、簡単ではございますが私のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、本日水産庁管理課から武田課長にお越しいただいておりますので、一言ご挨拶をお願いします。

(武田管理課長挨拶)

(武田管理課長)

ご紹介いただきました水産庁管理課長の武田でございます。第 9 回瀬戸内海広域漁業調整委員会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、ご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、先ほど紹介のありました、新たに本委員会の委員になられた皆様方の今後の御活躍をお願いしたいと思います。

まず初めに、今年は台風が相次ぎまして、瀬戸内海の漁業者の皆様ならびに関係者の皆様も大変ご苦労をされていることだと思っております。水産庁としてもできるだけの支援をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

台風もそうなんですけれど、今日は神戸ですけれども、今年も新潟の強い地震がありました。阪神・淡路大震災から来年 1 月でちょうど 10 年ということでございます。地震とか台風とか、こういった災害はなかなか人間の力ではどうにもならないことがあるというのは確かでございます。そういった災害を完全に予防することはできなくてもその被害を出来るだけ防ぐ防災なりあるいは人間の力で出来るだけ小さくするという意味での減災は可能であり、それから人災ということはあってはいかんというようなこともございます。

こういった災害の考え方というのは、ある意味で資源管理につながる部分があるんじゃないかというふうに私は今思っていることでございますが、資源管理は、まさに海の中の水産資源を相手にするものですから、不確実性ということを排除することは出来ませんし、人間の力で完全にコントロールすることはやはり出来ない点があるわ

けです。しかしその資源変動に対して人間が出来ることが限られているとして、水産資源を将来にわたって、安定的に持続的に利用する資源回復の営みや取組みは非常に重要なものではないかというふうに思っております。

資源回復計画の第1号というのは、さわら瀬戸内海系群の資源回復計画でございますけれども、これは関係11府県におきまして多様な漁業が営まれるわけでございますけれども、そういう中で休漁なり網目拡大というような厳しい内容の漁獲努力量の削減の取組を漁業者側が一体となって努力がなされてまいりました。

その結果、目を見張る成果が上がりつつあるわけですがけれども、先月香川県で開催されました第24回全国豊かな海づくり大会では香川県のサワラ流し刺し網協議会が資源管理型漁業部門におきまして、会長賞を受賞されたということでございます。その際、ご臨席を賜りました天皇陛下から皆さんにそういった資源回復の取組みに対する努力に対してお言葉を賜りました。これは資源回復計画をこれから推進してまいります上で、非常に大きな励みになるのではないかと考えております。

資源回復計画の検討、作成、それから実施にご尽力いただきました本委員会委員の方々に改めて敬意を表したいというふうに思います。

本日は、今、藤本会長さんの方からお話しを伺いましたけれども、新たな資源回復計画といたしまして、周防灘の小型機船底びき網漁業対象種の資源回復計画につきまして、審議いただくことになってはいますが、資源が悪化している魚種に着目した魚種別の資源回復計画の作成着手期限というのは、今年度中ということになっておまして、残すところあと半年ということになっているわけですがけれども、この資源回復計画は、あくまで漁業者の自主的な取組みというのが基本になるものでございまして、これから残された期間の中で、関係者の合意形成が図られまして1魚種でも多くの資源回復計画が作成されますように関係者の皆様のご尽力をお願いしたいと思います。また、水産庁としても、全力を挙げて取組んでいきたいというふうに考えております。

今日、サワラについても実施状況等ご説明があろうかと思いますが、計画は作るまでがとにかく大変だというのは当然ですがけれども、実施の過程でさらにいろいろ課題が多いかというふうに思います。長い目で見て漁業者の地道な取組みが重要だと思いますので、効果も検証しながら、あるいは経営面との関係も見ながらこれを進めていく必要があるのではないかと考えております。

そういうことで、この資源回復計画の審議が、本委員会の重要な役割というふうに思っておりますので、その成否がここにかかっているんじゃないかというふうに思っておりますので、今日はそういう意味で十分な審議をしていただきまして、今後の取組みが一層進むことをお願いして冒頭の挨拶とさせていただきます。

(藤本会長)

どうもありがとうございました。続きまして、本日使用する資料の確認を行いたいと思います。事務局お願いします。

(大田調整課長)

それでは、お手元にお配りしました資料の確認をいたします。

まず、議事次第、それから委員の出席者名簿、それから委員会の委員名簿、それから当委員会の事務規定、それから資料 1 番から 8 番。それからサワラ参考資料といたしまして、さわら瀬戸内海系群資源回復計画、それから瀬戸内海広域漁業調整委員会委員会指示第 3 号と一緒に綴じたものでございます。

以上でございますけれども、不足等がございましたら、事務局の方へ申し出てください。

(藤本会長)

よろしいですか。それでは、議事に先立ちまして、和歌山県の小橋委員、兵庫県の丸一委員、徳島県の岡本委員、福岡県の高野委員が新たに本委員会の委員となられましたので、一言ずつごあいさつをお願いしたいと思います。

では、小橋委員さんの方から。

(小橋委員)

和歌山県の小橋でございます。一生懸命頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。

(藤本会長)

それでは、丸一委員さん。

(丸一委員)

兵庫県の丸一です。よろしくお願い致します。

(藤本会長)

それでは、岡本委員さん。

(岡本委員)

徳島県の岡本でございます。よろしくお願い致します。

(藤本会長)

それでは、高野委員さん。

(高野委員)

福岡県の高野でございます。どうぞよろしくお願い致します。

(藤本会長)

どうもありがとうございました。瀬戸内海広域漁業調整委員会は、各海区の委員会から選出された委員 11 名、農林水産大臣に選任された委員 3 名の計 14 名からなる委

員会でございます。瀬戸内海における資源管理にかかる問題とそれに付随する漁業調整問題等について、審議をしております。全国に先駆けたさわら瀬戸内海系群資源回復計画、周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画（案）など、テーマは重要なものばかりですので、委員の皆様には活発なご審議をお願いいたします。

また、國府所長さん及び森田資源課長さんにおかれましては、業務ご多忙とは思いますが、本委員会が円滑に運営されますよう、ご尽力よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきますが、後日まとめられます本委員会の議事録の署名委員を選出しておく必要がございます。従来からの慣例によりますと、私の方から指名させていただいておりますが、今回もそのように取り計らってよろしいでしょうか。

・・・異議なしの声・・・

（藤本会長）

ありがとうございます。

それでは、僭越ではございますが、私の方から議事録署名委員を指名させていただきます。山根委員さんと荒井委員さんのお二方をお願いいたします。

どうかよろしくをお願いいたします。

それでは議題1「周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画（案）について」に入ります。本計画につきましては、本委員会の了承に基づき周防灘3県連合海区漁業調整委員会において検討を進めてきたところでございますが、このたび、資源回復計画案としてまとめました計画案について、事務局から説明をお願いします。

（平松資源管理計画官）

瀬戸内海漁業調整事務所の資源管理計画官をしております平松でございます。周防灘小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画（案）につきまして、お手元の資料1に基づきまして、ご説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まず、周防灘の本計画案につきましては、先ほど会長からもお話がございましたように、前回の委員会におきまして、骨子等のご承認をいただいたものを基に種々検討を行ってまいりました。具体的には、福岡県、大分県、山口県の関係3県の行政研究機関との担当者会議、それから各県の底びき網漁業者協議会、また3県合同のブロック漁業者協議会等を通じまして検討をされてきた結果、本日このような形の案で取りまとめをさせていただいたものでございます。

それでは、資料の順に添って内容をご説明させていただきたいと思っております。まず1ページの図1をご覧ください。こちらに周防灘海域図ということで、山口県、福岡県、大分県に囲まれた海域をそれぞれ起点のア、イそれからセ、ス、ナ、ニという形で起点を結んだ線で囲まれた海域を今回の計画の対象海域、周防灘ということで取り扱うということにさせていただきます。こちらの海域は、周防灘というような形で定義づけを

してございますが、さわら資源回復計画等で用いております農林水産省の中国四国農政局の灘別統計の統計区分の周防灘とは若干海域が異なっております。これにつきましては、山口、福岡、大分の3県で、これまで周防灘3県連合海区漁業調整委員会等での協議、またそこに基づきまして周防灘3県の漁業協定等も結ばれております。そちらの対象海域をそのまま本計画の対象海域とするということで、統計区分の周防灘海域やさわら資源回復計画における周防灘海域とは若干異なっております。本計画では図示された海域を周防灘という形で捉えていくというふうに考えてございます。資料の中で漁獲量の推移を示すグラフ等では、周防灘区という形で、「区」という文字を入れて今回の対象海域と区分を行うようにしてございます。

この海域における資源の状況等から、本計画の整理を進めてまいっておりますが、2ページに過去の漁獲量の推移をグラフでまとめさせていただいております。グラフは図2でございますが、こちらが統計でいう周防灘区における全漁業種類による漁獲量の推移というものを棒グラフにしております。こちらに示しますように、1970年代から1980年代にかけては、漁獲量が50,000から60,000t程度で推移しておりましたものが、1980年代後半から減少傾向ということで推移いたしまして、2002年の漁獲量は、20,000tを切るというような形に減少しております。

図3につきましては、今回対象といたします周防灘3県の小型機船底びき網での漁獲量推移を載せてございます。こちらにつきましても、近年減少傾向ということで、1980年代中頃には25,000t程度あったものが、最近では10,000tを下回るというような量に推移しております。小型機船底びき網漁業の漁獲量の減少につきましては、アサリ等の貝類の減少というものが多く含まれてございます。アサリにつきましては、後ほどご紹介する予定ですが、大分県で豊前海のアサリ資源回復計画が作成されて実施に移されているということ、また山口県におきましてもアサリ資源回復の作成検討を進めているということから、アサリにつきましては、今回の小型機船底びき網漁業対象種の資源回復計画の対象からはずしております。どのような魚種について、取組みを考えているかということにつきましては、タイトルにも幾つか魚種名を上げております通り対象魚種は、現在7魚種を考えてございます。

3ページ目に7魚種にかかる漁獲量を記載してございます。先ほど貝類については本計画から除くにご説明申し上げましたが、これまでの各県の資源管理型漁業の推進の取り組み等を考えた結果、魚種といたしましては、マコガレイ、メイタガレイ、イシガレイ、ヒラメ、クルマエビ、ガザミ、シャコの7魚種を対象とした取組みを進めていくというふうに考えてございます。これら7魚種の漁獲量に相当するものが、3ページ図4の周防灘における小型機船底びき網漁獲量の推移（計画対象種）というものでございます。このグラフの中で、右上に書いてありますが、その他の水産動物類としているところは、ほぼ100%シャコでございます。

それからヒラメにつきましては、全体の漁獲量が少ないものですから、このグラフの中では、ほとんど見えない状態となっております。こちらに示してありますように、1982年が一番漁獲量のピークで約5,400tほどということになってございまして、

それ以降は若干の増減がございますが、1990年代前半ぐらまでは、3,000t から4,000t 程度の間の中で推移しております。1990年代後半以降は、ご覧のような形で減少しているということで、最新の2000年のデータでは、約2,200t という漁獲量水準になっていっているということがございます。

これら魚種につきまして、やはり新しい資源を増やしていくことが重要であり、地域的に取り組まれているような体長制限による小型魚の再放流等の資源管理の取組みを周防灘海域全体への取組みに広げていくということで進めていきます。

また、漁場環境改善事業等、それから栽培も含めた総合的な資源回復の取組みを図るということを進めていきたいと考えているところでございます。3ページ下の方は、現在の資源の利用と資源回復の現状がどうなっているかというところを取りまとめております。今回、先ほどの7魚種を計画対象魚種といたしまして、小型機船底びき網漁業を対象に取り組むということで3ページ下の表に3県それぞれの小型機船底びき網漁船の許可隻数や操業期間について、取りまとめを行っております。

また、先ほどまでの漁獲量等のデータは、周防灘全体でのものですが、4ページにつきましては、一番上が山口県、中段が福岡県、下段が大分県ということで、県別の漁獲量、漁獲金額、こちらについて推移を載せてございます。こちらの中では、山口県、福岡県、大分県それぞれ後ろ側に瀬戸内海域というくりにしております。今回、山口県・大分県の金額と漁獲量につきましては、伊予灘側も含む瀬戸内海側の全体の小型機船底びき網漁業による漁獲量等となっておりますという形で載せてございます。

それから5ページ以後には本計画の対象種にかかります現状主な資源管理措置及び遊魚の現状等についてまとめてございます。既存の各県の漁業調整規則等により定められたもの、また自主的な取組みとして、資源管理型漁業の中で取り組まれているものを3県共通の取組みとして、展開を進めていくということで、後ほど述べます具体的な管理措置というものを検討してまいったものでございます。

6ページから7ページには、本計画対象種の7魚種のうち積極的な培養措置として、種苗放流が行われております車えび、ガザニ、マコガレイ、ヒラメ、この4種について過去の放流数を記載させていただいております。また、7ページにつきましては、水産基盤整備事業によります漁場造成、増殖場の造成の実施状況、また漁場環境保全措置といたしまして、同じく水産基盤整備事業の中で漁場環境保全である覆砂とか海底耕耘等の事業の展開について、まとめて現状を整理させていただいているところでございます。

以上がこれまでの取組みの整理というところでございます。7ページから8ページにかけましては、これらの状況の中で、どのような目標を設定し資源回復計画の取組みを行っているかというところを整理させていただいております。

7ページの中段あたりに3番といたしまして、資源の回復目標について、整理をさせていただいてございます。先ほど3ページ図の3のところでも計画対象魚種の漁獲量の推移ということで述べさせていただきましたが、1982年以降今回対象にしておりま

す魚種の全体の漁獲量が減少してきております。今の減少傾向というものは、今後同じような割合で、継続するというふうに仮定し、今後の傾向を試算してみますと、5年間で17%減少するような右肩下がりの線が当てはまると言うような試算ができます。こういう状況の中で今後資源を良好な状況に戻すということを考えますと、漁獲量が好調であった時期というのは、資源量的にも豊かであった時期であるというふうに考えられまして、時代的にみますと1980年代ごろというのが良好なレベルというふうに考えられますが、先ほど言いましたように、現在だいぶ減ってきているといいつつある中で急激にそこまで資源レベルに戻すということになると、漁獲努力量削減措置の取組みを大幅に低下させなければいけないというような形になりますので、経営に与える影響等を考慮すると、当面の目標としては、先ほど言いましたような減りつつある資源の傾向を減るといふ部分を食い止め、回復傾向に持っていくということから始めなければというふうに考え、目標値といたしましては、漁獲量を目標設定での指標に定めておりますが、後に述べます資源回復措置を実施することによって、現代は減りつつある資源状態の傾向を食い止めて、現状の魚獲量が維持できるようなレベルに持っていくというのを目標として取り組んでいきたいというふうに考えております。具体的な取組みは、7ページ一番下のところの4番の資源回復のために講じる措置と実施期間というところがございますが、こちらの方にまとめて記載をさせていただきます。

取組みなどのまず1つ目といたしまして、小型魚の水揚げ制限の実施というものを実施したいと考えております。こちらにつきましては、8ページ一番上に表で整理されてございます魚種マコガレイ、メイタガレイ、イシガレイ、こちらにつきましては、全長15cm以下は水揚げしないということです。それからヒラメにつきましては、25cm、クルマエビとシャコにつきましては、全長10cm。これ以下のものは水揚げしないということで取り組んでいきたいということでございます。こちらにつきましては、先ほどの資源管理の現状、5ページの真ん中に表示がございましたように、各地域ごとに取組まれている体長制限の取組み、これを3県全体での取組みに広げるということをベースに、こちらの内容を検討してまいりました。

続きまして8ページのシャワー設備の導入でございます。こちらにつきましては、一部既にシャワー装置を導入している地域もございますが、これをは全体的に広げるということで新たに導入を図る地域につきましては、設置方法等の検討を踏まえて、漁船により若干取り付け方法等の工夫が必要だと思っておりますので、それらの試験設置等を踏まえて、シャワー設備の導入を図り、船上での漁獲物の選別時に散水を実施するという事で、生存率等の向上の取組みを展開したいというふうに考えてございます。

またの産卵親魚の保護、こちらにつきましては、対象魚種になりましたガザミを考えてございまして、抱卵ガザミにつきましては、産卵機会を確保するという事で、こちらの一部買取再放流の取組みが行われており、そのような形の取組みを広げていくということで、買取再放流ですとか、卵を産ませてから出荷するというような形

での取り組みを進めて行くというふうに考えております。

それから の休漁期間の設定、こちらにつきましては、水産基盤整備事業により漁場環境改善への事業、海底等ですとか浚渫、それから海底のゴミ清掃等を、事業と併せて実施するという事を予定しております。こちらにつきましては、さわら資源回復計画では、海域ごとにあらかじめ休漁する期間というのを決めて、休漁を取り込む形にしておりますが、先ほど言いましたように、魚場の環境改善の事業を行う、その間、そういうそちらの事業の方へ従事していただくということで、事業とセットで考えることとなりますので、施工期間、工期の時期が変動することがございますので、資源回復計画の中では、このような形で休漁の実施という形で記載するというようなことでさせていただきたいというふうに考えております。

また最後の につきましては、漁具改良でございますが、これは現在、県の研究機関等で研究を行っているので早期に導入が図られるように研究の推進をしていくというふうに考えてございます。

以上 5 項目が漁獲努力量削減措置に関する項目でございます。これ以外につきましては、あと 2 つの柱、資源の積極的な内容と漁場関係の保全という柱がございますが、まず資源の積極的な内容措置等につきましては、栽培漁業にに取り組まれている種苗放流等の事業、こちらを進めるということでございますが、3 県で連携を進めるということで、稚魚放流につきましても 3 県で協調をして取り組み体制の強化ということを、ここで図っていききたいというふうに考えてございます。また、水産基盤整備事業等を活用した増殖場等の整備を展開したいというふうに考えてございます。

また、最後の漁場関係の保全措置につきましては、先ほど休漁のところでも申し上げましたように、漁場環境改善を図るための各種事業、こちらを展開していくというふうに考えてございます。こちらの各項目を題について、今後 5 年間資源回復計画を進めていきたいというふうに考えてございます。

それからこれらの取り組みに対する公的担保措置についてですが、8 ページの一番下の 5 として、漁獲努力量の削減措置及びその効果に対する公的担保措置という項目といたしまして、記載をさせていただいております。こちらの記載の内容につきましては、他の資源回復計画の記載にならっております。具体的には、どういうことを想定しているかということなのですが、水揚げ制限等について漁獲努力量の削減措置に対する公的担保措置というものにつきましては、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示というものを想定しておりますが、今回の資源回復計画につきましては、対象が小型機船底びき網漁業、対象の漁業者が小型機船底びき網漁業の漁業者のみということでございますので、委員会指示を設定するとなりますと、その公的規制での対象が小型機船底びき業者だけということになるので、現時点では瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員会指示の設定の必要性の記載にとどめるというふうに考えてございます。また後段の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律等に基づく措置というところにつきましては、さわら資源回復計画と同様に TAE 管理を想定しております。TAE 管理を行うにあたりましては、ここは法律上対象の魚種を政令で定める必要があるということがござい

ます。本計画は、7魚種を対象にしておりますが、本計画の中では、現在マコガレイを資源管理法に基づく政令で指定する魚種に定めたいというふうに考えてございます。今後、それらの政令での魚種の指定の手続き、また具体的なTAE管理の中での管理期間ですとか、隻日数というものを定める手続きを進めることといたしておりますが、11月9日に開催が予定されております水産政策審議会で来年のTAE管理の期間や数量等について、審議が問われるというところでございます。サワラにつきましてはそちらでお話しをしたいというふうに考えてございますが、その前段階の魚種の指定等の手続きを進めないといけないということがございますので、具体的に本計画のTAE設定につきましては、平成18年度からTAE管理を実施するというところに向けて手続き、それからまた内容の協議等を進めるということにさせていただきたいというふうに考えております。公的担保措置につきましてはそのような形で考えております。

それから9ページにつきましては、資源回復のために講じる措置に対する支援策、それから7の資源回復措置の実施に伴う進行管理について記載をしております。支援策につきましては、本計画で活用が想定される経営安定策につきまして、記載をしております。また、進行管理体制につきましては、今後資源回復計画を実施していく上での管理体制の確率について説明しておきます。

それから10ページで、最後の項目のその他ということで、資源回復を計画を進行するに当たりまして、国民に情報提供を行うことにより、理解を深めながら進行していくということ、また資源回復計画の需給関係等を配慮しながら進めるということを考えてございます。また本計画におきましては、7魚種が計画対象魚種でございますが、これ以外にも、例えばウシノシタ類ですとか、小型エビ類、こちらにつきましては、本計画を実施することにより、資源回復効果等見込めるということがございますので、それらの関連魚種につきましても、動向を注視しつつ計画を進める必要があるということにしております。また、関連漁業、それから隣接する海域での取組みについて、今後検討を行うことにしております。

それから、最後のページにつきましては、最初のページの図1のそれぞれの起点の位置を記載させていただいております。

以上のような形で、全体で11ページにわたる形の資源回復計画といたしまして、正式名称といたしましては長くなりますが、1ページの一番上にありますように、「周防灘小型機船底びき網漁業対象種（カレイ類、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミ資源回復計画）」ということでまとめてまいりました。

説明の方は以上とさせていただきます。ご審議の方よろしくお願いたします。

（藤本会長）

ありがとうございました。本計画は、対象が小型機船底びき網漁業で漁獲される複数の魚種であるため、小型魚の水揚げ制限、再放流魚の生存率の向上のためのシャワー設備導入等を中心とした資源回復措置を講じることになっております。また、委員会指示については、他漁業の協力が得られた段階で、他漁業も含めた形で行うことを

予定しております。

なお、本計画につきましては、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づいてマコガレイを政令指定して TAE 管理を行うとしておりますが、水産政策審議会の開催日程の関係上、TAE 管理は平成 18 年度から実施する予定でございます。

それでは、本計画案につきまして、委員の皆様のご意見をお願いしたいと思います。はいどうぞ、高野委員さん。

(高野委員)

福岡県の高野です。本日は我が県の小型機船底びき網漁業にとって非常に重要な案件でございます。この周防灘の計画案の審議について、一言発言させていただきます。

周防灘は、山口県と大分、福岡によって囲まれた古くから紛争の絶えない海域でありましたが、昭和 24 年に 3 県が連合海区漁業調整委員会を立ち上げ、長い期間話し合った結果、周防灘 3 県漁業協定を締結し、今後その協定に基づく小型機船底びき網漁業の秩序ある操業を行ってきた歴史がございます。

近年、周防灘では、他海域と同様、資源の減少が大きく、大きな問題になっているため、周防灘 3 県による資源管理協議会を発足させ、科学的見地に基づいて資源管理方法の検討と、それを基礎とした調整問題解決への取組みを先進的に行ってまいっているところでございます。

ちょうどそのようなとき、国における今回の資源回復計画がまとまって、周防灘連合調整委員会にも資源管理協議会によって蓄積された科学的見地などを活用し、漁獲量の減少の一途をたどっている小型機船底びき網漁業の対象資源を回復させるべく回復計画の作成に向けて、検討を行っていきたいと思っております。

このような形で作成されました周防灘小型機船底びき網漁業対象種の資源回復計画は、古くからの漁業調整委員会の歴史の上にまた新しい取組みであり、我が県の漁師さんの期待も大きなものがあります。また、将来にも資源回復計画だけでなく、これからも科学的見地に基づいて、経営改善や調整問題の解決に向けて取組みを継続して行っていく予定であります。本日の委員会で本資源回復計画案が一日も早く実施されるよう、よろしく審議をお願いいたします。

以上でございます。

(藤本会長)

ほかにご意見はございませんか。どうぞ、前田委員さん。

(前田委員)

本資源回復計画案につきましては、特に意見はございません。公的担保措置の件ですが、サワラ資源回復計画作成時には、委員会指示について色々な議論がありまして、その前段で色々な意見が出ましたけれども、本計画の場合ですと、支援事業を始めるにあたりまして、公的担保措置をはっきりとられてなくても、事業が出来るかと解釈し

てもよろしいのでしょうか。

（平松資源管理計画官）

資源回復計画と委員会指示の関係につきまして、我々といたしましては、取組みの担保措置として委員会指示は、必要であるという考え方にいたっております。ただ、先ほども言いましたように、現時点で本計画は、小型機船底びき網漁業だけを対象としてスタートするというので、今のところ委員会指示を設定しないという整理でございます。

それから、資源回復計画を実施する上での支援事業と委員会指示の関係ということでございますが、処理上、委員会指示がなければ、支援事業が実施できないというような制度はございません。

（藤本会長）

ほかにございませんか。どうぞ。荒井委員さん。

（荒井委員）

今回対象魚種が7魚種に絞ってありますが、その中クルマエビについては、既に各関係県が漁業種類に関係なく漁業調整規則等で体長の制限をしているという理解でよろしいか。

（平松資源管理計画官）

各県の漁業調整規則及び海区漁業調整委員会指示による規制はありますが、規制されているものにつきましては、それぞれ採捕禁止という形で、漁業種類を限定しているものではなく、採捕そのものを禁止しているということです。

（荒井委員）

わかりました。

それから、本計画の水揚げの制限ですが、漁業調整規則等のように所持あるいは販売の禁止までには言及してないものなのではないでしょうか。

（平松資源管理計画官）

小型機船底びき網漁業者という一部の漁業者だけが対象となることから、今回の委員会指示の設定を見送るということ以外は、検討していないというのが現状でございます。

（荒井委員）

今回は色々な事情があって、対象漁業種類を小型機船底びき網漁業に限定せざるを得ないということは理解しましたが、若干規制が緩くなるようなイメージがあります

ので、今後は所持あるいは販売についても検討していただけたらと思います。

（藤本会長）

ほかにご覧いませんか。ほかにも意見がないようでございます。もう意見も出尽くしたようでございますので、本計画案を承認したいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

・・・異議なしの声・・・

（藤本会長）

ありがとうございます。それでは、委員会として本計画を承認いたします。事務局におかれましては、本計画を実施するために必要な事務処理を進めるようお願いいたします。

また他漁業への呼びかけも併せて行い、周防灘における小底対象種の資源回復が早急に図られるよう、引き続き調整をお願いいたします。

なお、今後、国において、本委員会の意見等を踏まえ、正式な計画としてまとめあげることになるわけでございますが、これに伴う本計画にかかる部分的な修正、文言の訂正等につきましては、会長へ一任ということでご了承いただきたいと思っております。ご了承よろしゅうございますか。

・・・異議なしの声・・・

（藤本会長）

はい結構です。委員並びに関係みなさんにおかれましては、今後とも適切な資源回復措置が図られるよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

休憩 15時00分

再開 15時10分

（藤本会長）

それでは、再開します。議題2「さわら瀬戸内海系群資源回復計画の進行管理について」に入ります。3年目を迎えた平成16年度資源回復措置の実施状況につきまして、事務局から報告をしていただきます。

（平松資源管理計画官）

それでは、資料2に基づきまして、今年度の実施状況についてのご説明をさせていただきます。

まず、資料2の1ページを御覧下さい。地図が記載されてございます。こちらにつきましては、平成16年度の漁獲努力量の削減措置、休漁等の削減措置それから支援事

業実施状況につきまして、海域別にまとめたものになってございます。なお、内容といたしましては、昨年の取り組みと同様のものというふうになってございます。

今年度、こういう形で、休漁等に取り組んでおりますが、今年の春漁の状況につきまして、若干ご説明させていただきたいと思っております。春漁の漁獲量につきましては、約750tです。これは当事務所の聞き取りにより把握している速報的な数字でございますが、昨年と比べますと約2倍程度の漁獲量ということになってございます。4月から5月は、昨年の漁獲より増加してございますが、逆に6月から7月後半あるいは9月以降につきましては、昨年の漁獲量より減少しているというような状況でございます。

また、海域別では、伊予灘、燧灘、それから播磨灘というような順序で漁獲がされております。これらの3海域で約96%程度の漁獲量を行っているというような状況でございます。

では、今年の特徴といたしまして、2kg以上をサワラ、2kg以下をサゴシというような整理でいきますと、サワラの割合が全体の73%で多かったということでございます。昨年のサゴシの割合が70%あったのでございますが、今年の春漁につきましては、サゴシの割合が16%と程度ということで、2kg以上のサワラの漁獲が多いというような状況がございました。

資料の2ページから3ページにつきましては、今年の種苗生産、中間育成、種苗放流の取り組みの実績をまとめてございます。具体的な数字は3ページの方に記載をさせていただいてございます。全体といたしましては、種苗生産にかかる分でございますが、岡山県、香川県の取組みによりまして、全体で330万匹の受精卵を確保しました。種苗生産につきましては、のところに書いてございますように、水研センターの屋島栽培センター、伯方島栽培センター、それから大阪府水産試験所、今年から、岡山県の栽培漁業センターも種苗生産の取組みを始めまして、4機関で実施をいたしました。種苗につきましては、放流分を除きまして、中間育生の方へ回すというような形で取り組んでおります。岡山県の栽培漁業センターにつきましては、今年度から取り組みを始めたため、試験実施ということで、放流の方には回さずに試験を継続したというような形での取組みになってございます。中間育成をして放流した数量は、全体で約76,000尾の放流ということで実施をしています。当初、兵庫県の坊勢漁協、五色町魚協、また岡山県の日生漁協にも中間育成の準備をしていただいておりますが、必要な種苗数が確保できなかったため、今年度は実施が出来なかったというような状況でございます。また、香川県でも一部規模を縮小しての実施というような形になってございます。全体の中間規制を行った場合の種苗放流数を昨年と比べると、約77%の数量ということになっております。

それから、受精卵放流につきましては、今年から徳島県にも取り組んでいただきまして、3ページの5番に書いています海域で行っております。欄外に書いてありますように、この表以外に大阪、愛媛でも取組みが行われましたが、残念ながらいい親魚が取れなかったということで、受精卵放流そのものが実施することはできないというような状況でございました。

最後の4ページにつきましては、今年度の漁場、増殖場の造成、藻場干潟等の造成の事業の実施場所を整理してございます。先程、今年の漁獲状況につきまして、簡単にご説明をさせていただきましたが、ちょうど1ヶ月程前の10月4日に瀬戸内海のサワラブロック漁業者協議会が開催されました。その中でも、今年の春による状況等についてですね、各県の委員の中からご報告がございました。全体的な傾向といたしましては、先程も言いましたように、全体の漁獲量が増加しているということがありますが、一方はサゴシの漁獲割合が少ないという報告がございました。また、水研センターの方からも資源評価ということの説明が漁業者協議会の中でも行われましたが、その内容につきましては、後ほど水研センターの方から再び報告がありますので、この場では省略をさせていただきます。

今年の漁模様等について検討を伺いましたが、幾つかその中で出されたデータ、意見等の内容を紹介させていただきますと、燧灘での休漁期間の検討課題ということについて、関係県でも協議を進めていただいていた結果、委員の方から今年から燧灘で4月から6月の間、第2、第4土曜日、また伊予灘におきましては、周年第2第4土曜日での休漁というのを取り決め、既に取り組んでいるということが報告されました。また、混獲の問題について、質疑がございましたが、これに対しましては、サワラの資源管理というものが、サワラを対象にした漁業について規制を行うということで進めているということであり、規制等については慎重に行う必要があるという考え方をご説明をさせていただいたところでございます。また、一般の大型船舶による事故被害の状況ですとか、事故への対応とか、発生防止の取組みについて、意見交換等がなされたところでございます。

(藤本会長)

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見・ご質問等がありませんか。

いらっしゃいませんか。

それでは、次に、独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所よりサワラの資源状況について、概況を説明をお願いします。

(時村部長)

瀬戸内海区水産研究所の時村でございます。それでは、パワーポイントというパソコンで簡単に説明をさせていただきます。

平成16年さわら瀬戸内海系群資源評価について、この資源評価というのは、水産研究センターが請け負って実施しておりますけれども、もとは水産庁漁場資源課の委託事業でございます。瀬戸内海区水産研究所の永井室長、都道府県の担当者が一緒に調査をして、資源評価の内容を確認しております。本日の資料は、永井室長が作成したものを私が若干改編して持ってまいりました。水産研究センターが行ったサワラの資源評価については、実は2系統ございます。一つは、対馬暖流系群です。もう一つは、

瀬戸内海系群で資源回復計画の対象魚種となっています。

この図は、瀬戸内海を示したものでございます。ここにございますように、瀬戸内海の中で大きく移動します。皆さんご存知でしょうが、春になれば内海に入り、秋冬になれば外海に出ていきます。

これまでのところ、漁場の移動等から、東部は紀伊水道から備讃瀬戸、西部は伊予灘、燧灘の2つの系群に分けて評価されておりました。実際は、水研センターの標識放流等からかなり東西の交流があるということがわかりつつあるのですが、今のところ東部と西部で資源管理の実態等が違うということをお察し、東部と西部の2系群に分けて、それを最終的に併せる形で資源評価を行っております。これは、生物特性等を示したスライドでございます。成長につきましては、このグラフに書かれておりますけれども、資源状態によって変化が非常に大きいといった特徴があるというふうに今のところ考えられています。1980年代の尾又長、頭から尻尾の分かれ目まで尾の長さのことを尾又長と言われますけれども、このグラフを見ますと、大体資源量が多いときの成長の状況が分かります。資源量が多いと1歳で40cmぐらい、2歳で60cmぐらい、3歳で80cm弱ぐらいですが、1998年のように資源状態が悪い時には、1歳で60cmぐらい、2歳で80cmぐらいという非常に早い成長をするといった成長差があるということが調べられております。

それから、成熟につきましては、オスの方がちょっと早いのですが、1歳で一部が2歳で全部が成熟をするということで、寿命はおそらく6歳から8歳です

食性に関しましては、魚食性、つまり魚を食べるという性質が非常に強いです。それからこれは、調査で捕ったとったサワラの胃の内容物が殆どカタクチイワシということで、この魚は稚魚の段階から成魚にいたるまでに非常にカタクチイワシにと係が深い魚であるということがいえると思います。これは、漁獲量の推移でございます。この白い部分が西部、紫の部分が東部を表しています。1986年、1987年ぐらいにピークがあって、それから減少して1998年ぐらいで最低を記録し、それ以降は増加しているということです。東部と西部は、比較的漁獲量が似ているのですが、増加している時期は東部の方が非常に顕著であったということが分かると思います。2003年は、東部で543t、西部で704t、合計で1,247tまで復活しているといった状況です。

次に、少し難しくなりますが、水産総合研究センターが資源解析をし、そのベースにあるのが資源の尾数を推測することです。この方法について、簡単に説明させていただきます。資源は、0歳魚、それから1歳魚、2歳魚、3歳魚というふうに1年ごとに年をとって次第に減っていきます。漁獲により、何歳魚がどれだけ死んだのか、つまり調査漁獲物に何歳のものがどれだけあるのか、あるいはどれだけの大さのものがあのかということをお調べすれば、ある程度推計することができます。

一方、自然死は、死ぬ率が一定であるという仮定をすることができます。自然死の場合は、だいたい毎日1割ぐらい死んでいるとそういう仮定をすることができます。そして、その自然死には寿命と非常に関係が深いということがわかります。つまり寿命が長い魚種は、なかなかそう簡単に死なないわけですが、寿命が短い魚種は、毎年ど

んどん死んでいくというようなことがありますので、寿命と関係が深いということで、一応の仮定値を算出してあります。さらに、最後にどれだけ残ったかという仮定値を入れて、最終的には各年齢がある年にどれだけ資源が減ったかということを経算をします。それが資源対策もとになります。これに基づいて、年齢別漁獲量を毎年出すと年ごとの資源量がでてきます。それを示したのがこのグラフでございます。青丸が東部資源量、緑の四角が西部資源量ですが、東部の資源量は、1987年の12,000tから2003年には1度減少し、それから2003年には回復して、1,773tになっている。同じ時期に西部では、約5,500tのところから一度減少し、現在増加して、2,033tになっている。資源水準は見て分かりますように、これと比べて非常に低いです。東部では1997年、西部では1998年を底にして、現在増加傾向にあることがわかります。これ何かと申しますと、漁獲割合ということで、資源量は一応推定できました。一方、漁獲量は分かっておりますので、資源をどれだけ捕ったかということが、漁獲割合でございます。このようにだいたい30%から多いときは60%を超えているということが、分かります。

ここで、また少し難しくなります。資源回復計画とは別に水産総合研究センターの資源評価を行う際に、資源をどのように管理するかという共通ルールのようなものを簡単に説明させていただきます。基本的には、このような強さで取ったらいいですよというお勧め版を提唱します。このグラフはなかなか分かりにくいですが、Fは漁獲の強さです。上に行くほど漁獲を強くし、下に行くほど漁獲を弱くするといったものです。こちらは資源量ですので、右に行くほど資源が多く、左に行くほど資源が少ないということです。Fリミットというのは、こういう漁獲の強さで魚を捕りなさいということです。資源がある基準より大きければ、これぐらいのFでいきましょうと提唱し、資源があるレベルよりも低い場合は、このFは危険なので、もう少し下げましょうと申すことを提唱しました。これが水産総合研究センターが資源評価を行う時の資源管理方策の考え方です。ただ、お勧めのFを言っても説得力がないので、将来予測をして、資源の維持回復ができるのかどうかということを経算して、妥当かということを経証いたします。

では先ほど、基準という言葉が何度かでてきましたが、基準というのは一体どういったことかとい申しますと、資源量とい申しても、親の資源量と子供の数に基づいたものです。こちらは理想的な例で、人工的に作ったものですが、こちらが親の量、こちらが子供の量で、まる1つはそれぞれの年をあらわしています。この年は、親が1,000tぐらいあって、子供が5,000から7,000出ました。この関係を見ると、だいたい親が多ければ子供がたくさんでるといったような関係ですが、実際は直線的にのびるわけではありません。親が増えるとある程度の子供も増えますが、頭打ちになっているように見えます。もう1つ見て欲しいのは、親の量が500か400か、このくらい下にあるわけです。子供が2000ぐらいしか出てきません。6,000とか8,000といった多くの子供がでてこないということで、もう500くらいあれば、資源は5,000tよりも増えるが、ここを切ってしまうと、加入量がこれがなかなかでてきません。従って資源的には、資源をこういうレベルに置いておくのは、危険であり、早くこれよりも上のと

ころに持っていかなければならないということで、基準よりも低いということです。これと同じように、サワラの再生産関係を見たのですが、グラフは1998年以降で申し訳ないのですが、サワラの場合は、親の量を横に取って、加入尾数を縦に取ると、直線上に並びます。頭うちということは今のところ見られません。従って、親の量をどこまで変えていったらいいのか、また、どこを基準に考えればいいのかなど、サワラの場合は、よく分からないところがあります。

それからもう一つ、この図で見て欲しいのは、これが1998年、1999年、2000年、2001年、2003年となっておりますが、これが何を表しているかという点、1998年は、これくらいのレベルで、これだけ高さの子供ができ、1999年になると、また親が増えて、子供の量が増え、2000年になると、親の量がさらに増えて、子供の量はそれほど増えず、2001年になると、また親は増えて、子供も増えるということを表しています。このように親が増えると、子供も増え、親が増えると子供が増えるというサイクルを順調に繰り返して、今増えつつあるということです。少なくとも1999年以降は、加入量が非常によいということが、その図から見てとれます。

1999年から2000年にかけては、逆行しているようなところがあるのですが、2002年だけは、これくらいのところから、こういう非常に高いところということで、2002年については、この関係からはずれて、特別、卓越した年級がでたというように考えています。

現在は、先ほど一番最初のところで、1歳から一部成熟に2歳で全部成熟といいましたけれども、2004年からは、これが親になりますので、親魚量がずっと増えるということで、資源にとっては非常に好ましいことになります。

それでは、どういった漁獲の強さを水産総合研究センターとしてお勧めするかということですが、ひとつは、現在の漁獲の強さ、それからお勧め版の漁獲の強さについて、将来予測をしてみました。これは、現在の漁獲の強さについて、将来予測をしたものです。加入量についてはこの関係を使いました。つまり親が増えれば子供も増えるという関係をそのまま使って、将来予測をしました。そうすると、現在の漁獲の強さで資源量がじりじり増えるということで、あまり問題がないということになります。しかし、こういった親が増えれば子供も増えるというような関係は、いつまでも続くか非常に疑問があります。例えば、1999年から2000年のように下がったこともありますし、2002年級が非常に多いということで支えられていますから、少し不安があります。そういうことから、ABCを設定するには、Fの30%という現在の漁獲努力量よりも若干小さい数字を採用しました。一般的にしっかりした根拠ではないですが、望ましい漁獲の強さというふうに提唱されています。これに基づけば瀬戸内海東部では、2005年は850tぐらい、西部では260tぐらいというABCとなりました。

2003年の資源量は、1987年に比べて非常に低い。ただ資源量は、現在増加傾向にあるとはは確かなこととあります。増加傾向というのは、先ほど見せましたとおり、1998年以降加入量の状況が非常にいいサイクルで回っており、特に2002年というのが非常に大きかったことに支えられています。それから、スライドをお見せしませんでした

が、東西いずれもこの4、5年間は8月以降に水道周辺で漁獲が好調です。漁獲量が本当に資源状態を反映しているかどうかということについては、少し慎重にならなければならぬ面もあるということで、資源は回復傾向にあるけれども、水温上昇で魚が滞留して捕らえやすいようになるなどの指摘をしております。それから、年々操業日数が増えて、増大している面もあります。また、現状の水準で漁獲を続けたら、資源が増大すると予想されましたが、これは先ほどもいいましたとおり、加入の状況がうまく回っていたためです。そして予測しておりますけれども、もし東西それぞれが親が増えたのに子供が順調に増えずに一定だとすれば、400,000尾から500,000尾の加入がないと資源が持続しないというシュミレーションができてきます。これがそのシュミレーションですが、加入が順調に増えているのではなく、頭打ちだと仮にした場合、500,000尾ですと増え、400,000尾ですとかなり減少というふうになります。西部では、500,000尾で横ばい若干減少、500,000尾以上が必要ということで、加入ということが、サワラ資源場合非常に重要になります。時間の都合でやりませんでしたけれども、10cm以上にしたサワラの種苗放流というのは、加入の底上げになるので、ひとつの有効策だというふうに考えています。ABC以外の管理方策の提言ですけども、実際その2003年の加入は、東部350,000尾、西部300,000尾、比較的小さい部分から出ております。この評価が当たっているのかわかりませんが、2002年級を追って、今年の2歳魚はサワラが大きくてもさごしが少ないというのが関係しているのだと思います。

もし400,000尾から500,000尾の加入がないと資源が持続しません。ですから、2006年の資源量を2000年に比べ20%増加させるという資源回復の目標が達成できるかどうかというのは、順調な加入が出来れば達成できるでしょうけども、加入量が少ないとうまくいかないということです。以上のことから現在の資源管理方策を継続することが望ましいと考えております。

以上でございます。

(藤本会長)

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

はいどうぞ、高橋さん。

(高橋委員)

ABCというのは何ですか。

(時村部長)

国がTACを定めますけれども、TACと似たものです。研究者が生物学的にはこのくらい捕っていいだろうという数字をベースとして提言するのが、ABCでございます。

(高橋委員)

TAC みたいなものという理解でよろしいですね。

(時村部長)

そうですね。

(藤本会長)

ほかにございませんか。

それでは次に、香川県水産試験場と岡山県水産試験場が実施しました資源評価調査について、事務局から報告していただきたいと思います。この調査は、香川県が従来から実施していたものですが、今年から岡山県においても実施することになりました。この調査について得られた結果をサワラの放流効果等を把握するために大きな役割を果たしており、資源評価票にも反映されています。それでは、ご報告をお願いします。

(平松資源管理計画官)

それでは、資料 4 番をご覧ください。サワラの採捕につきましては、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示によりまして、播磨灘では 5 月 1 日から 11 月 30 日の間、サワラを目的とした操業が禁止されているということでございます。これに対しまして、各府県が行いますサワラ資源調査につきましては、当委員会に調査計画書を提出及び調査実施後も経過報告するということが条件に調査が認められているというところでございます。今、藤本会長が言われましたように、本年度からは従来から実施されております香川県の調査に加えまして、岡山県も調査を実施するということになりまして、2 県での調査態勢ということになりました。こちらの方に資料 4 といたしまして、両県の計画書を用意させていただいてございます。調査計画上の実施日は 10 月 8 日、18 日、25 日ということで、事後報告ということになっております。計画上、このような日程設定にしておりますが、本年度はご承知のとおり、台風が非常に多くございまして、それぞれ若干日をずらし、各県 3 回ずつ調査を実施したことになります。細かい調査結果につきましては、解析等を踏まえて、次回委員会で報告させていただきたいと思っております。まだ詳しくは分かりませんが、サゴシの採捕尾数につきましては、非常に少なかったというふうに各県の方から報告を受けてございます。今年度の事業計画及び実施状況につきまして、以上のとおりであります。

(藤本会長)

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見等がございましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは次に、平成 17 年 TAE の設定について検討状況の報告をお願いします。

(平松資源管理計画官)

それでは、資料5に基づきまして、ご説明致します。

TAE 管理につきましては、毎年11月に開催されます水産政策審議会の深い審議を経まして定められます「海洋性資源の保存及び管理に関する基本計画」の中で、さわら資源回復計画につきましては、瀬戸内海の各府県ごとのTAEの管理期間、それからさわら流し網漁業の漁獲努力量、隻日という単位が設定されます。今回用意いたしましたのは、今回開催される水産政策審議会へ提出予定の平成17年度のさわらのTAE管理にかかる部分を抜粋し、一枚にまとめたものです。全体の数量でございますが、一番上に記載してあります瀬戸内海全体の漁獲努力量を137,918隻日としております。これは、今年のTAEの数値と同一のものとなっております。また、各県ごとの管理期間、それからその期間に該当します漁獲努力量、隻日数につきまして、県別の右欄の表に書いてあるとおりの数字になっておりまして、こちらにつきましても今年度と同じ形で整理し、このような内容で11月9日に開催予定の水産政策審議会に諮りたいと考えております。平成17年度TAEの設定に関するものにつきましては、以上でございます。

(藤本会長)

ありがとうございました。ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願い致します。

(荒井委員)

全て足すとこの数字になるのですか。

(平松資源管理計画官)

それぞれ換算係数というものがございまして、サワラは流し網漁業の1隻日を1とした場合に、中型まき網漁業については10倍、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業は5倍という形で、それぞれの漁業の隻日数の数字に、それぞれの係数をかけて、トータルをだしたものが一番上に記載している137,918隻日という数値ですので、単純にこの2番の下の県別の表の数字を足し上げると、この数字にはなりません。

(藤本会長)

ほかにもございせんか。それでは、さわら資源回復計画始まって以来、漁獲量は年々増加しており、漁業関係者の方々もほっとされていることと思います。しかし、時村部長さんの報告にありまして、今後東西とも年40万から50万尾の加入がないと資源は持続しないということでございまして、まだまだ安心できる状況ではないようです。この回復基調を確実なものにするために、今後とも委員会指示の遵守、種苗放流の実施等皆様の一致した協力した取組みを期待いたします。

それでは、次の議題へ移ります。資源回復計画候補魚種としましては、カタクチイワシ・トラフグについての検討が引き続き行われております。これらの魚種について平成16年度資源評価票が公表されておりますので、瀬戸内海区水産研究所から説明を

いただきます。

(時村部長)

それでは、説明させていただきます。資料のうちのまずカタクチイワシからです。カタクチイワシから説明させていただきます。資料3の3ページを御覧下さい。ご存知だと思いますが、カタクチイワシは、写真ではちょっと見にくいんですけども、イワシのなかまで最大で20cmぐらいになるような小型の魚でございます。日本全体ではですね、3系群ありまして、真ん中左よりにこの系群の地図がありますけれども、その左側、日本海以下東シナ海にかけての対馬暖流系群が1つ、それから太平洋に南から北、それから東経と西経の間みたいな中間ぐらいの非常に太平洋の北側の東の方にずっと広がった太平洋系群の3系群がございます。瀬戸内海系群は、実は太平洋系群の南部と重複しております。だから瀬戸内海は、漁獲重量の半分がしらすということで、非常に利害が特殊ということで、現在のところ瀬戸内海系群として独立して資源情報をしております。

漁獲量は、太平洋系群で現在400,000から500,000t、それから東シナ海の系群は、日本ではそれほどではないんですけども、中国では100,000tを漁獲したこともあるような、どちらも大きな資源です。それに比べると、瀬戸内海の資源は、それほど大きくはございません。生物学的には、寿命2、3歳といわれていますけども、瀬戸内海系群では2歳、成熟開始年齢が1歳、産卵期はだいたい春から秋ぐらいです。食性については、動物プランクトンを食べる。それから捕食者ですけども、カタクチイワシ、いろんな魚に非常に重要なえさでございます。サワラを始めとして、スズキ、さば類、太刀魚などの魚類のえさになっております。次に、成長ですけども、真ん中右側の図の白丸の図が比鱗長という端っこの少し手前の当たりの長さが、月で年を示しておりますけども、12ヶ月で12から13mになるといったような成長をする魚でございます。

次に、漁業の特徴ですけども、瀬戸内海では、中型まき網漁業、パッチ網漁業等によって漁獲され、小規模の漁業が大多数を占めている瀬戸内海には、カタクチイワシの投資規模が大きいです。特にしらすを対象にした漁業の発達が特徴で、日本全体のしらすの漁獲量の半分ぐらいが瀬戸内海で取っているということになります。また、瀬戸内海の漁獲量のうち9割ぐらいがしらすということになります。

それからもう一つ、アブライワシの問題も指摘されております。漁獲の動向についてですけども、棒グラフにあります。1985年がピークでございます。このときにカタクチイワシが100,000t、しらすが50,000tぐらいでした。それから、ずっと減少しておりましたけれども、1998年以降回復して、以後はだいたい真ん中ぐらいの水準で安定しているというふうに判断しております。

次のページの資源評価法ですけども、カタクチイワシについて、先ほどサワラで説明したような解析法に基づいて資源量を推定しております。ただし、サワラでは、年齢に基づいた解析を行いましたけれども、カタクチイワシの場合、特に瀬戸内海の場合は、しらすの漁獲が多く、しらすは1ヶ月足らずで漁獲が開始されますので、年

齡ではなくて月齡をもとに、データを集めて、月齡によって解析を行います。それに基づいて、稚魚を推定、年間の資源量を出した結果が、2 ページ目の真ん中左です。漁獲割合の資源量のグラフでございます。これによりますと、年間の資源量は 1985 年に 540,000t ぐらいで最大だった後、1997 年に 112,000t まで減少して、それから増加して、現在横ばいということになっています。同様に、産卵調査を府県の皆さんの協力をいただいて毎年行っておるのですけれども、卵の量を見てもだいたい似たような傾向を示しています。

以上のことから、私は瀬戸内海系群については、資源水準は中位、真ん中当たり、動向については横ばいというふうに判断しました。これについて、どのような管理を行うかということですが、中位横ばいで、太平洋の方からの加入が安定しているということで、水産研究総合センターが考える資源管理としては現在の資源水準を維持するのでよいではないかということで、そのような漁獲の強さを探索してまとめました。そのときに、加入については、さわらよりは少し悲観的な見方をし、今年の加入量は少し悪くなるだろうということで、平均 8 割の加入を仮定してもらいました。その結果が、ページの下の方に二重線で四角で囲っているところに書いてあります。ABC リミットは、87,000t。漁獲量割合は 30% ぐらいということになっています。

資源評価のまとめとしては、80 年代後半からしらすへの漁獲の指向が強まり、資源量は 1997 年以降増加して、現在は横ばい傾向であり、漁獲の強さは、系群的に高いけれども、太平洋系群の資源水準が高いために、現在の資源水準が保たれているものと考えられます。以上でございます。

次に、トラフグの資源評価に移らせていただきます。資料では 5 ページ、6 ページでございます。トラフグにつきましても、瀬戸内海系群のほかに、日本海東シナ海系群それから太平洋側の伊勢・三河湾系群の 3 つの系群を評価してございます。どの系群も非常に資源水準が悪くなっております。日本海東シナ海系群、過去 1000t だったのですが、現在は 100t です。伊勢・三河湾系群も最大時は 500t ぐらいでしたけども、現在 300t といったところになってます。トラフグに関しましてはですね、系群間の関係が非常に微妙でございまして、瀬戸内海のトラフグが東シナ海で採捕されるといったことも起こっておりますし、伊勢・三河湾系群についても現在動きがほとんど独立したものであるかどうかかわからないということで、系群間の関係はわかりませんが、今のところは 3 系群独立して資源情報を持っています。寿命は 10 歳程度です。成熟開始は雄 2 歳、雌 3 歳で、索餌場につきましてですね、瀬戸内海と書いておりますけれども、日本海・オホーツク海・東シナ海の回遊という実績もございます。甲殻類主体と大きくなると魚を食べるというふうな食性を持っています。成長でございますけれども、真ん中右側の図によりますと、白丸が全長時、頭の先から尻尾の先までですけれども、だいたい 1 歳で 30cm、2 歳で 40cm、3 歳で 50cm 弱といったような成長をするというふうにいわれています。漁業の特徴については、省略させていただきます。漁獲の動向ですが、なかなか瀬戸内海系群については漁獲量がわかっておりませんでした。わかっている一部の漁獲量に基づいて、動向を把握しております。

香川県の庵治の漁獲は親魚の量というのを考えまして、2003年に2.1t、走島ほか5つの漁協は16.3tです。それから未成魚の代表として東部の椿泊が4.1t、西部の姫島ほか6つの漁協では36.5tということで、現在当歳魚の量については若干上向きといった傾向が見て取れます。

資源評価法ですが、次のページでございます。残念ながら年間の漁獲量があまり把握できておりませんので、詳しい解析は出来ておりません。1年の漁獲量は、先ほど言いましたとおり、例えば東部では、庵治の漁獲を親魚の漁獲量とし、西部では走島の漁獲を親魚の漁獲量とします。それから西部では田尻の漁獲を加入の漁獲量というふうに勘案しまして、それで親子の関係等を推測いたしております。

以上のことから資源状態としては、親魚量は1989年と平均値の東部で5%、西部で9%とともに1割以下に減少している。未成魚も東部で27%、西部13%とという低水準ということで、資源水準は低位であります。ただし、動向については2系統と違いまして、横ばいと判断いたしました。これは、若齢魚の漁獲量に若干の上向きが見られるということから、このような横ばい傾向というふうに判断いたしました。

管理方策ですけれども、情報がありませんので、漁獲量の平均値に9割を推奨する漁獲量として245tといたしました。

資源評価のまとめですけれども、親魚量は、低位です。若齢魚の漁獲量が若干多くなっているということで、横ばい傾向にしています。

以上です。

(藤本会長)

ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見・ご質問等ございませんか。

(前田委員)

イワシの資源量につきまして、現在の資源量でよいのではないかというようなお話しだったかと思えます。数字的なことは詳しくは分かりませんが、ほとんどの現場の漁業者はそんな感覚を持っていないと思えます。

(時村部長)

そういうご意見があるでしょうけれども、現在の資源水準を維持するということを当面の目標にしますというふうに今年の資源評価をもらいました。

(藤本会長)

ほかにご覧いませんか。

どうぞ、高橋委員。

(高橋委員)

前田委員と全く同感でございます。漁業者に話をされる場合に漁業者がああそうですかと思いついてしまいますと困った問題になるのではないかという危惧が1点。

それから先ほども ABC とは何ですかとお尋ねしたのですが、今お話しをお聞きいたしまして、専門家が書かれものを読んでも私はすぐに理解が出来ません。このような資料をお出しいただく場合には、これはこういう意味ですという脚注をつけていただかないと非常に読みにくいのです。せっかくご苦労いただいた貴重な資料だと思いますので、今後できたらそういうことでお願いします。

以上です。

(藤本会長)

ほかにございませんか。

はいどうぞ、前田さん。

(前田委員)

今の議題でお話ししてよいのかどうかわかりませんが、次期資源回復計画対象魚種に、燧灘東部のカタクチイワシを選定していただきたいということで、その必要性、重要性につきましては、これまで何回も意見を述べております。これまでにカタクチイワシの資源回復計画ができなかったことにつきましては、非常に難しい問題点、課題が多々あることは理解はいたしておりますが、今後も引き続き、水産庁を始め関係者の皆様にご努力をしていただきまして、カタクチイワシが次期資源回復対象魚種として決定されますよう、改めてご協力をお願いいたしたいと思っております。

(高橋委員)

全く賛成です。

(平松資源管理計画官)

前田委員さん、高橋委員さんの方から、カタクチイワシの検討状況を進んでいないことに対するご意見がありました。以前から候補魚種ということで、燧灘での取組みを検討してまいりました。漁期前、漁期後に現場で開催される漁業者検討会の中で、今後どのように燧灘のカタクチイワシ資源について検討していく手段の一つとして資源回復計画の対象魚種の候補に上がっており、どのような取組みをやるかという検討を進めてきているわけでございます。現在も、協議中、検討中ということで、継続しているわけでございますが、今後の取組みをどのようなふうに進めるかというのをあと半年間検討していきたいと考えているところでございます。

(藤本会長)

ほかにございませんか。

それでは、カタクチイワシ、トラフグにつきましては、関係者の間で検討が続けら

れておりますが、もろもろの問題が合意の形成に時間がかかっている状況でございます。魚種別の資源回復計画として実施するには、平成 16 年度中の着手が必要とされますので、引き続き検討をお願いいたします。

それでは次に議題 4 に入ります。「平成 17 年度の資源管理関係予算概算要求」につきまして、水産庁管理課からご報告をお願いいたします。

(大橋課長補佐)

それでは、平成 17 年度資源管理関係予算概算要求についてご説明致します。資料 6 を御覧ください。テレビ等でよく耳にされている三位一体の改革の話と平成 17 年度予算編成とは密接に関連しておりますので、三位一体の改革のお話しをし、それから予算の中身をご説明したいと思います。

資料の 3 ページを御覧ください。三位一体というのは、小泉総理が提唱しております民間に出来ることは民間で、地方で出来ることは地方でというスローガンに従って、地方に権限を増やしていきましようということです。ただ、権限を増やすだけではなく、国から地方への補助金を削減し、税源を移譲します。それからもう 1 つは、地方交付税、交付金の仕組みを変えていく、この 3 つをパッケージとして改革をしていくというのが、いわゆる三位一体の改革ということです。3 ページの真ん中に三位一体改革の全体というところで今私が言及したことが書いてあります。この補助金削減の話は、8 月下旬ぐらいから何度もいわゆる全国知事会ほか、地方 6 団体の協議が総理官邸で行われております。水産資源管理関係の予算額については、補助金削減の対象のリストに掲載されています。なぜこういうのが掲載されるのか、非常によく分かりませんが、いずれにしても何度か総理官邸で地方との協議の場が、国と地方との協議の場が持たれている中で農林水産関係の補助金が廃止されなかなか必要な施策が実施できなくなるのではないかとされています。仮に税源移譲が行われたとしても財政力というのは非常に農産水産業には弱いですから、むしろ財政基盤が確立すると補助金の削減がある分むしろ地域にとって非常に使いやすいような内容だとか仕組みを変更してやる必要があるのではということです。農林水産省としては、今まで 177 ぐらい補助事業があったんですけども、それを大まかに 7 つぐらいの柱にして水産関係はそのうちの 1 つで、強い水産業づくり交付金ということにしてあります。次に、2 ページですね、強い水産業づくり交付金の概要が書かれていますけれども、こういう交付金の提案を受けて急遽作ったものですから、今後まだ変更の可能性があるんですけども、こういう形を今持ち出してあります。ただ、今も庁内で検討しております。まだまだ変更する可能性も高いんですけども、今ある現時点の交付金の内容、枠組みはどうなるということでお示ししたいと思います。この強い水産業づくり交付金は総額が大体 192 億円ぐらいです。中身は主な柱が 4 つです。健全な水産業の育成、つくり育てる漁業の推進、漁村の活性化及び水産資源の適切な管理。資源管理関係の予算は、この最後の水産資源の適切な管理という枠組みの中に入っております。交付金でありますので非常に便宜に応じて使い勝手がいいような仕組みにしておりまして、例

例えば、漁村地域について漁村を活性化したいというところであるならば、極端な話、資源管理そういうのをやめて漁村の活性化のために使うこととなるし、あるいは資源管理が大事ということで重点的にやりたいという地区があるのなら、そういうものに予算を重点的に当てるといような仕組みを考えているところです。

今度また 1 ページに戻りまして、資源管理関係の予算の内容はどんなことを考えているのかということが 1 ページにあります。大まかにいいますと、これは委託と補助金の両方が入っているんですけども、1 点目は 2 の (1) にありますように新たに必要となる情報の提供ということです。資源の回復を図る上ではまずは調査が大事でありまして精度の高い資源量予測をするための調査の拡充に関する予算を要求しております。それから 2 点目として、これが平成 17 年度の予算の大きな柱の 1 つなんですけども、これまでの資源回復計画というのは、1 つに量的な回復に重点を当てていたのですが、今後は魚価などのコストの取組みも視野に入れた回復計画にしようと思っております。それから、今の魚種別の資源回復計画は例えばサワラだとか、トラフグだとかアサリだとか、そういう魚種に着目した資源回復計画なんですけども、今後は、漁業種類別に例えば小型機船底びき網漁業は幾つか魚種を対象として取るんですけども、魚種別でなくても漁業種類に着目した資源回復計画。特に沿岸の定置網漁業ですね、本来は定置網漁業については、何ら資源回復計画はないもんですからそういう定置網漁業を主とした資源回復計画を今考えております。3 点目としては、中期的な漁獲可能量の適切な管理ということです。

なお、資源回復計画の推進のための例えば休漁だとか、減船をやる場合のいわゆる支援措置については交付金の対象となっていませんが、これは引き続き要求しておりますので、交付金があるとなかろうと資源回復計画は着実に実施されるようになっていきます。

説明は以上であります。

(藤本会長)

ありがとうございました。ただいまの報告について、ご質問等がございませんか。よろしいですか。

それでは、最後の議題「その他」として、2 点ほど報告がございます。まず、大分県が作成しました豊前海アサリ資源回復計画について、事務局より報告をお願いします。

(平松資源管理計画官)

資料 7 を御覧下さい。時間がおしておりますので、簡単にご説明させていただきます。なお、こちら大分県の豊前海アサリ資源回復計画については、簡単にまとめたもので少しご説明させていただきます。

今年の 3 月 26 日に大分県が作成した資源回復計画です。これは、都道府県単位で作成された資源回復計画第 1 号でございます。アサリにつきましては、先ほど周防灘のところでも若干述べましたが、資源が減少している中での取組みというのが大事だとい

うことです。4 番にございますように、禁漁期間、保護区等の設置、また殻長制限を拡大するというような形の取組みを盛り込んでいます。

それから、今ある資源供給漁場の造成ですとか、資源の保護などの取組みを実施するというので、スタートしたものであるということでございます。

詳細につきましては、割愛させていただきますが、主な取組みといたしましては、先ほど言いました 1 枚目の 4 番に書いてあります 4 番のところの措置が取組みというふうになっているところでございます。

以上簡単に都道府県単位で作成されました資源回復計画のご紹介ということでございます。

(藤本会長)

ありがとうございました。ただいまの報告についてご意見等がありませんか。

よろしいですか。

では次に、資源管理法に基づく基本計画の「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針の見直しについて」水産庁管理課から説明していただきます。

(大橋課長補佐)

資料 8 を御覧ください。

海洋生物資源の保存管理に関する法律、いわゆる資源管理法に基づいて農林水産大臣が定める日本周辺の海洋生物資源の保存管理に関する基本計画であります。この基本計画に基づいて来年のサンマやスケトウダラの TAC が定められるようになってまして、最終的には来週 9 日に予定しております水産政策審議会で決定されることとなります。時間の関係もありますので、手短かに説明いたしますと、今回作成した案、現行と改正案となっておりますけども、現行は非常に経緯的なものがいっぱいありますので、経緯的なものは削除して資源の保存の管理に関する考え方を、つまり基本理念というものを明確にしようということで整理したものであります。基本理念のもとになったものは一昨年の 3 月に制定されました水産基本法の考え方をそのままもってきておりますので、全く問題はありません。ポイントとしては基本理念の中には、とにかく漁業経営に十分配慮しましょうということと、それから漁業調整委員会で合意形成を図る。すなわち漁業者の方々に納得づくの管理措置を取っていきましょうということとあります。先ほど、高橋委員の方から、いろいろ資料が難しくて分かりにくいということとありましたけれども、やっぱり基本的に行政は分かりやすく説明する義務がありますし、それは皆様方が、分かりやすい説明を受ける権利がありますので、そういうのを踏まえまして、次からはもうちょっと分かりやすい資料で説明していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

もう 1 点はページを先にまわして 5 ページ目に漁獲可能量に関する事項というのがあります。これは先ほど言いましたように、基本計画では各 TAC の対象となる魚種の数値、来年は例えばこれくらいとっていいのか。今まではいきなりここに書いてあっ

たんですけども、それをもうちょっと種類別に分けて今資源がこういう状況だからこういう考え方で TAC を設定しますということを記載しております。あとは、お読みになれば分かると思うので割愛させていただきますけども、いずれにしても、予算のところでも説明しましたけども、今回の基本計画は平成 19 年には TAC 設定に関する改正を予定していますけれども、いわゆる 5 年間の中長期的な管理方針をここで一応作成していこうという考え方でここに入っております。

以上です。

(藤本会長)

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見等がありましたらお願いします。

ありませんか。

それでは、その他に、本日の委員会で取り上げるべき事項は、ほかにございませんか。どうぞ。小橋委員さん。

(小橋委員)

議題には直接関係ないことではありますが、よろしいですか。

漁業法の一部改正の関係ですが、本委員会の権限の区域は、以前の瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の区域と同じというように考えてよろしいでしょうか。

(大田調整課長)

本委員会の権限の区域は政令で規定されております。

(小橋委員)

わかりました。次に漁業法第 110 条の広域漁業調整委員会の設置についてです。第 2 項に瀬戸内海の海域は隣接海域を含むと規定されていますが、。隣接海域というのは、どこまでを隣接海域をいっているのでしょうか。

(大田調整課長)

本委員会立ち上げの時にそのような議論がありまして、整理したものがございます。後日報告させていただくということによろしいですか。

(小橋委員)

それで結構でございます。要するに隣接海域まで、本委員会は委員会指示を設定できないということですね。

(大田調整課長)

瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く海域は、政令で規定されているとおり瀬戸内海

に限定した形になっております。従って、隣接海域である紀伊水道の外側海域は、太平洋広域漁業調整委員会が管理することになります。しかし、さわら資源回復計画における当該海域は、太平洋広域漁業調整委員会の広大な管轄海域の中の局部的な海域であること、また、委員会指示等の規制措置は、瀬戸内海と連動して機動的に対応する必要があることから、瀬戸内海広域漁業調整委員会が、和歌山・徳島の連合海区漁業調整委員会と連携して適切に対処するべきとの承認が太平洋広域漁業調整委員会から得られますので、和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会から瀬戸内海広域漁業調整委員会に準じた員会指示を発していただいております。

(小橋委員)

本県は、太平洋と瀬戸内海が入り合っているわけです。隣接海域ということになりますと非常にデリケートな問題が出てまいりますので、隣接海域というのを明らかにして欲しいのです。後日、教えていただければ結構ですので、よろしくお願い致します。

(藤本会長)

ほかにございませんか。

それでは、ほかにご意見等もないようでございますので、本日の委員会はこれにて閉会いたしたいと思っております。委員の方には、ご臨席いただいた委員には、貴重なご意見ありがとうございました。

なお、議事録署名人の山根委員さんと荒井委員さんにおかれましては、後日事務局より議事録が送付されますので署名の方よろしく申し上げます。

これをもちまして、第9回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(閉会)